国　籍　取　得　届

（国籍法第３条第１項）

公館印

国籍を取得しようとする者の写真（届出の日前６か月以内に撮影した５㎝四方の単身、無帽、正面、上半身のもの）
１５歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

法　務　大　臣　殿

受付　令和　　年　　月　　日　　時　　分
受付番号　　第　　号

日本の国籍を取得したいので届出をします。　　（令和　　年　　月　　日撮影）

日本国籍を取得しようとする者	（フリガナ） 氏　名	（氏）	（名）		
	国籍・地域		父母との続柄		□男 □女
	生年月日	年　　月　　日			
	出生場所				
	住　所	番地 番　　号			
国籍を取得しようとする者の父母	氏　名	父（氏）	（名）	母（氏）	（名）
	本　籍				
	外国人の場合は国籍	番地 番 筆頭者の氏名		番地 番 筆頭者の氏名	
国籍を取得すべき事由	□父が認知をした。 （父が認知をした日　　年　　月　　日） □１８歳未満である。 □日本国民であったことがない。 □認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 認知をした父が□現に日本国民である。 □死亡の時に日本国民であった。 （死亡した日　　年　　月　　日）				

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください（裏面の注意事項６から８に注意してください。）。

国籍取得後の本籍			父母婚姻の有無　□有 □無
（フリガナ） 国籍取得後の氏名及びその振り仮名	（氏）	（名）	
その他	国籍を取得しようとする者が □婚姻をしている。　（　　年　　月　　日　　と婚姻） □養子縁組をしている。　（　　年　　月　　日　　と縁組） □認知している。　（　　年　　月　　日　　を認知） □		

（裏面）

届出人署名	

※国籍を取得しようとする者が１５歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人の資格	親権者 [□父 □母 □養父 □養母]	□後見人
署名		
住所	番地番 号	番地番 号

（届出人連絡先電話番号 ）

注意事項

1　必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（身分登録証明書、旅券等）を持参してください。

2　国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、父母の渡航履歴を証する資料等）及び父母の申述書を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。

3　届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。

4　届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので 、空欄のままにしておいてください。

5　□には、該当する事項の□内にレ印を付けてください。

6　「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「〇丁目〇番」（※〇号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。
また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、② 父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。

7　「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。

8「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。

9　この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、20歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。

事実に反する内容で届出した場合は、刑罰に処せられることがあります。